

令和3年4月1日

保護者の皆様へ

厚木市保育課長

令和3年度台風接近等における保育所等の臨時休園措置について

日頃から市保育行政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

令和2年度につきましては、台風接近等に伴う臨時休園措置に関する方針を策定し運用してまいりましたが、令和3年度も同内容により運用してまいりますのでお知らせいたします。

《臨時休園の判断》

市は、次のいずれかの事由に当てはまる場合、又は今後当てはまる可能性が高いと判断した場合に臨時休園とすることを決定します。

- 1 気象庁から神奈川県内に特別警報（大雨・暴風・大雪・暴風雪）が発令されている。
- 2 市内で警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）以上の避難情報が発令されている。
- 3 小田急線、神奈中バス等において、計画運休が発表されている。
- 4 河川の氾濫、土砂災害、通行止めなどにより登園できない状況が発生している。

なお、当該措置に係る特別保育についても要件等の変更を行わず実施してまいりますので、登録手続き等につきましては次のとおり行っていただきますようお願い申し上げます。

- 1 令和2年度に登録承認を受けた方で、令和3年度も利用が必要な場合（特別保育の対象に該当する場合）  
令和3年度の登録のため、改めて4月下旬を目安に必要書類の提出のお願いをいたしますので、御連絡をお待ちください。
- 2 令和2年度に登録承認を受けた方で、令和3年度は勤務先が変わる場合や利用の必要がなくなった場合（特別保育の対象に該当しない場合）  
令和3年4月15日までに保育課保育施設係（電話 225-2768）まで御連絡をお願いします。
- 3 勤務先の変更や新規入園者で、令和3年度から新たに特別保育の利用が必要となる場合（特別保育の対象に該当する場合）  
入所している園から、「台風時等特別保育 児童登録カード」の書式を受け取り、必要事項を記入の上、5月20日までに入所している園に提出してください。（保育課において審査を行います。結果は保護者の方に直接郵送します。）

《特別保育の対象要件》

- 1 保護者の全てが次のア又はイに該当し、当日もその職務に当たるため児童を保護できないこと。
  - (1) 台風時等に災害対応活動等に従事する者
  - (2) 台風時等の負傷者の診察・診療等に当たる者
- 2 台風時等の当日に児童を保護する者がいないこと。

担当 保育施設係、保育認定・給付係  
電 話 046-225-2768、2231（直通）  
F A X 046-221-0261